

生産行程管理業務規程

作成日：平成29年1月30日

更新日：令和7年4月18日

1 作成者

住所（フリガナ）：（〒939-0626）富山県下新川郡入善町入膳3489-1

（トヤマケンシモニイカワグンニューゼンマチニューゼン3489-1）

名称（フリガナ）：みな穂農業協同組合（ミナホノウギョウキョウドウクミアイ）

代表者（管理人）の氏名及び役職：代表理事組合長 矢木龍一

ウェブサイトのアドレス：<http://www.ja-minaho.or.jp/>

2 農林水産物等の区分

区分名：第1類 農産物類

区分に属する農林水産物等：野菜類（すいか）

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：入善ジャンボ西瓜（ニューゼンジャンボスイカ）

NYUZEN JUMBO WATERMELON

4 明細書の変更

みな穂農業協同組合は、法第16条第1項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確認

（1）品種の確認

品種「入善ジャンボ」（「入善ジャンボ」と同等の性質を満たす試験栽培している品種も含む。）については、生産者からの申し込みを受けて種子を配布することとし、この申込み・配布の状況については記録をしている。みな穂農業協同組合は、この申込み・配布の記録と照らし合わせて、生産者が品種「入善ジャンボ」を使用しているか否かを確認する。

（2）ほ場、栽培の方法の確認

みな穂農業協同組合は、生産者に対してほ場の場所や栽培の履歴等を記載した栽培管理記録表（栽培管理記録の様式は別紙のとおり）の作成を義務付け、毎年最初の出荷前にみな穂農業協同組合に提出させる。みな穂農業協同組合担当者がその記載内容を確認することで、ほ場、栽培の方法を遵守しているか否かを確認する。

また、みな穂農業協同組合内の「入善町ジャンボ西瓜生産組合」は、年3回（5月下旬頃、6月中旬頃、7月上旬頃）に生産者に対する現地調査

及び検討会を行い、栽培の方法を遵守しているか否かを確認する。また、みな穂農業協同組合は本検討会にて、生産者を集めて、出荷規格や品質の統一、地理的表示である「入善ジャンボ西瓜」及び登録商標（GIマーク）の適正な使用について周知徹底を図る。なお、栽培の方法が遵守されていないことが疑われる場合には、みな穂農業協同組合内の「入善町ジャンボ西瓜生産組合」は、臨時に現地調査を実施する。

(3) 出荷検査・最終製品の確認

出荷規格は、各生産者により選果時に計量され、出荷伝票等に記録される。みな穂農業協同組合は、各生産者にその内容を栽培管理記録表に記録させ、みな穂農業協同組合に提出させ、みな穂農業協同組合担当者が記載内容を確認する。また、みな穂農業協同組合は年1回、抜き打ちで計量を行うほか、出荷作業中の生産者を直接訪問し、出荷規格を満たしているか確認する。なお、出荷規格が遵守されていないことが疑われる場合には、みな穂農業協同組合は臨時に当該生産者を訪問する。

6 明細書適合性の指導

(1) ほ場、品種及び栽培の方法について

みな穂農業協同組合は、ほ場、品種及び栽培の方法に従った生産が行われていない製品を発見した場合、生産者に対し、警告を発し、是正を求める。

なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合、みな穂農業協同組合は、当該生産者への種子の配布を一定期間、禁止することができる。

(2) 出荷規格について

みな穂農業協同組合は、出荷規格を満たさない製品については、「入善ジャンボ西瓜」の名称及び登録標章を付した状態で出荷しないよう指導・警告する。なお、生産者がこれに従わない場合、みな穂農業協同組合は、当該生産者への種子の配布を一定期間、禁止することができる。

7 地理的表示等の使用の確認

(1) みな穂農業協同組合は、出荷の際にはほ場・品種・栽培の方法・出荷規格・最終製品の各基準をいずれも満たしている西瓜についてのみ、地理的表示である「入善ジャンボ西瓜」の名称及び登録標章が使用されているか否かについて、梱包作業中の生産者を年1回、抜き打ちで直接訪問し確認する。なお、上記に関わらず適正な表示がされていないと疑われる場合には、みな穂農業協同組合は、臨時に当該生産者を訪問する。

(2) みな穂農業協同組合は、(1)の確認の際に以下の西瓜があるか否かを確認する。

① ほ場・品種・栽培の方法・出荷規格・最終製品の各基準のいずれかを満たしていない西瓜であるにもかかわらず、地理的表示である「入善ジャンボ西瓜」の名称及び登録標章が使用されている西瓜

- ② 地理的表示である「入善ジャンボ西瓜」の名称のみが使用されている西瓜
- ③ 登録標章のみが使用されている西瓜
- ④ 地理的表示である「入善ジャンボ西瓜」に類似する標章を使用している西瓜

8 地理的表示等の使用の指導

みな穂農業協同組合は、上記7の(2)の確認の際、以下に該当がする場合、生産者に対し、警告を発し、是正を求める。是正されない場合、みな穂農業協同組合は当該生産者への種子の配布を一定期間、禁止することができる。

- ① ほ場・品種・栽培の方法・出荷規格・最終製品の各基準のいずれかを満たしていない西瓜であるにもかかわらず、地理的表示である「入善ジャンボ西瓜」の名称及び登録標章が使用されている西瓜
- ② 地理的表示である「入善ジャンボ西瓜」の名称のみが使用されている西瓜
- ③ 登録標章のみが使用されている西瓜
- ④ 地理的表示である「入善ジャンボ西瓜」に類似する標章を使用している西瓜

9 実績報告書の作成等

みな穂農業協同組合は、1月1日から12月31日までを1年度とし、年度終了後1か月以内に、以下の書類を作成し、農林水産大臣に提出するものとする。

- (1) 特定農林水産物等審査要領別添5「生産行程管理業務審査基準」別紙により作成した生産行程管理業務実績報告書
- (2) 生産行程管理業務の対応実績が分かる資料として、以下の資料
みな穂農業協同組合が作成した検査記録（地理的表示の使用状況の記録を含む。）
- (3) 提出時における最新の明細書
- (4) 提出時における最新の生産行程管理業務規程

10 実績報告書等の保存

みな穂農業協同組合は、前記9により作成提出した資料に加えて以下の書類を、みな穂農業協同組合の事務所に、その提出の日から5年間、保存するものとする。

生産者が作成し、みな穂農業協同組合に提出した栽培管理記録表

